今野栄希議員に対する議員辞職勧告決議

名取市議会は、市民と議員との信頼関係を築く理念として、昨年12月に議員の政治倫理に関する条例を制定した。同条例では、議員は自ら研さんを積み、資質を高めるとともに、市民の信頼に値する倫理性を自覚し、品位を保持するものとすると規定している。

また、東日本大震災において甚大な被害を受けた本市の復興に向け、市当局はもちろん、議会においては東日本大震災復興調査特別委員会を設置し、鋭意取り組みを進めているところである。

そのようなさなか、当市議会の今野栄希議員は、本年３月22日夜、酒に酔った状態で市内飲食店の女性従業員に暴行を振い、岩沼警察署増田交番から警察官が現場に駆け付ける騒ぎを引き起こしたものである。女性従業員から被害届が提出されなかったことから傷害事件としての取り扱いとはならなかったが、傷害行為のほか飲食店内において器物破損行為があったことを警察が確認している。飲酒による不祥事は平成19年２月定例会にも起こしており、酒気帯びにより予算特別委員会を欠席したことから会期末までの会議出席自粛と議場において謝罪している。

さらに、今期６月定例会については入院加療のため欠席する旨の届け出を提出していたにもかかわらず、６月10日の午前、自家用車で外出し、手倉田字堰根地内の市道において女性が運転する自動車と衝突する交通事故を起こした。

私たち議会議員は、常に議会の品位を重んじ行動しなければならない。今野栄希議員が引き起こした不祥事に対し、議会として会派協議会を複数回開催し協議を重ねてきたが、このたびの今野栄希議員の行為は、市民から負託を受ける議会の議員として著しく資質を欠くものであり、全会派の総意として議員辞職勧告決議案の提出やむなしの結論に達したものである。

よって、今野栄希議員に対する議員辞職勧告決議案を提出し、市議会議員の職を辞するよう勧告する。

平成24年６月19日

宮城県名取市議会